

接続送電サービス料金の見直しについて

平成23年3月31日
北陸電力株式会社

本年5月1日からの託送料金算定方法の変更に伴い、当社は、託送供給約款の接続供給料金のうち、接続送電サービス料金の見直しについて、経済産業大臣に対して託送供給の特例承認を申請していましたが、本日、承認されましたのでお知らせいたします。

本年5月1日からの託送料金算定方法の変更に伴い、電力会社の電源の電源線に係る費用が託送関連コストから除外となります。

これを踏まえて、当社は、託送供給約款における接続供給料金^{*1}のうち、接続送電サービス料金を見直すこととし、電気事業法の規定に基づき、3月22日に経済産業大臣に対して託送供給の特例承認^{*2}を申請していましたが、本日、その申請が承認されました。

変更内容は、接続送電サービス料金の電力量料金（税込）を、高圧供給の場合には1キロワット時あたり3銭、特別高圧の場合には1キロワット時あたり2銭を引下げるものです。

< 料金の変更内容 >

接続送電サービス料金の電力量料金を次のとおり見直しいたします。

		現行料金 (消費税等相当額を含む)	改定料金 (消費税等相当額を含む)	差	
標準接続 送電サービス	高 圧	2 円 1 8 銭	2 円 1 5 銭	3 銭	
	特 別 高 圧	1 円 1 6 銭	1 円 1 4 銭	2 銭	
時間帯別接続 送電サービス	高 圧	昼 間	2 円 4 3 銭	3 銭	
		夜 間	1 円 8 7 銭	3 銭	
	特 別 高 圧	昼 間	1 円 2 5 銭	1 円 2 3 銭	2 銭
		夜 間	1 円 0 3 銭	1 円 0 1 銭	2 銭

< 実施日 > 平成23年5月1日～

* 1 接続供給料金

当社（一般電気事業者）が、特定規模電気事業者^注から電気を受電し、当社の送配電ネットワークを介して、当社供給区域内の別の場所において、当該特定規模電気事業者に対し電気の供給を行う場合の料金。

注 特別高圧または高圧で受電し、契約電力が原則50キロワット以上の需要に、一般電気事業者の送配電ネットワークを介して電気の供給を行う事業者。

* 2 託送供給の特例承認

電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、特別の事情がある場合、経済産業大臣の承認を受けて、託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うこと。

以 上